

(案) ※協定締結までに一部変更する可能性あり。

沼津御用邸記念公園の管理に関する基本協定書

沼津市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇 〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり、沼津御用邸記念公園（以下「本公園」という。）の管理に関する基本協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本公園の適正かつ円滑な管理業務（以下「業務」という。）のため必要な事項を定めることを目的とする。

2 甲及び乙は、本協定に従い、信義を旨とし、対等な関係に立ってこれを誠実に履行しなければならない。

（公共性の趣旨の尊重）

第2条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義、及び業務の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（管理施設）

第3条 本協定の対象となる管理施設は次のとおりとする。

- （1）名称 沼津御用邸記念公園
- （2）位置 沼津市下香貫島郷 2802-1 ほか

2 乙は、善良なる管理者の注意を持って本施設を管理しなければならない。

（指定期間）

第4条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（業務の範囲）

第5条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおり、沼津御用邸記念公園条例（平成6年条例第5号。以下「条例」という。）第11条に規定している。

- （1）本公園の利用時間及び休日の変更に関する業務
- （2）条例第4条の規定による利用の許可に関する業務
- （3）条例第5条の規定による利用の制限に関する業務
- （4）条例第6条の規定による利用の停止等に関する業務
- （5）本公園の施設、設備等の維持管理に関する業務
- （6）その他市長が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目及び業務実施条件等については、仕様書に定めるとおりとする。

3 前2項の業務の内容及び実施条件等については、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中

において会計年度毎に締結する協定（以下「年度協定」という。）において、確認を行うものとする。

（業務範囲等の変更）

第6条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第5条で定めた本業務の範囲等の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲等の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

（業務の実施）

第7条 乙は、本協定、年度協定のほか、次に掲げる法令等に従って、本業務を実施するものとする。

- （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）
- （2）都市公園法（昭和31年法律第79号）
- （3）沼津御用邸記念公園条例（平成6年条例第5号）
- （4）沼津御用邸記念公園条例施行規則（平成6年規則第8号）
- （5）沼津市都市公園条例（昭和38年条例第10号）
- （6）沼津市都市公園条例施行規則（平成19年規則第53号）
- （7）沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）
- （8）労働基準法（昭和22年法律第49号）
- （9）文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- （10）その他関連する法令等

（第三者による実施）

第8条 乙は、甲との協議により、事前に甲の承諾を受けた場合、本業務の一部を第三者に委託すること、又は請け負わせることができるものとする。

2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。また、第三者が実施する業務の状況について、甲は乙に報告を求めるものとする。

（管理施設の改修等）

第9条 管理施設の改修、改造、増築、移設については、甲が自己の費用と責任において実施する。ただし、施設、備品等の修繕については、別紙（リスク分担表）に基づき実施するものとする。

2 乙が前項に規定する施設、備品等の修繕を行う場合は、乙は事前に甲に予告し、甲の了承を得るものとする。

(緊急時の対応)

第10条 指定期間中、本業務の実施に関して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、本業務の実施に関して取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令及び「公の施設の管理に係る指定管理者の個人情報の保護に関する事務取扱基準」を遵守しなければならない。

2 乙は、公の施設の管理の業務に従事している者に対し、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 乙は、この業務が終了し、又はこの指定を解除されたときは、本業務の実施において取得した個人情報を、遅滞なく甲に引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(情報公開)

第12条 乙は、乙が行う公の施設の管理の業務に従事している者が当該業務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該業務に従事している者が組織的に用いるものとして、乙が保有しているもの（以下「指定管理者保有情報」という。）について、沼津市情報公開条例（平成12年条例第37号）第20条の2第1項に基づき、その公開に努めるものとする。

2 乙は、沼津市情報公開条例第20条の2第3項の規定により、甲から指定管理者保有情報の提出を求められたときは、当該指定管理者保有情報を速やかに甲に対して提出するものとする。

3 甲は、前項に基づき乙から提出された文書に関し開示決定等をするに当たっては、乙に対し、沼津市情報公開条例第10条に規定する第三者に対する意見書提出機会の付与を行うものとする。

4 甲は、開示の事務が終了した場合には、乙から提出された文書を速やかに返却するものとする。

(備品等の貸与及び管理等)

第13条 甲は、本業務に要する備品を乙に無償で貸与する。

2 乙は、貸与を受けた備品等について、備品台帳等で管理し、常に良好な状態に保つものとする。また、毀損、購入等により数量・内容等に変更が生じた場合も、同様に備品台帳等の更新を行うものとする。

3 備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は乙との協議により、必要に応じて甲又は乙の負担で当該備品等を購入又は調達するものとする。

4 乙は、故意又は過失により備品等を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に

じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

- 5 乙は、協定期間が満了し、又は地方自治法（以下「法」という。）第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消された場合は、甲から貸与を受けた備品を速やかに甲に返還するものとする。

（乙による備品等の購入等）

第 14 条 乙は、甲との協議により甲が必要と認めた場合、乙の負担において備品等を購入又は調達し、本業務に供することができるものとする。

- 2 前項により本業務に供した備品等について、指定管理料で備品等を購入又は調達した場合は、甲の所有に属するものとする。
- 3 第 1 項により本業務に供した備品等のうち事務備品については、指定管理料又は利用料金収入により購入又は調達した場合は、原則として、乙の所有に属するものとする。また、当該事務備品については、協定期間満了後に、乙が自己の費用及び責任により撤去するものとする。ただし、甲が承認した場合は、この限りではない。
- 4 乙は、第 33 条の規定による自主事業の実施を認められた場合、自己の費用により備品を購入又は調達し、当該自主事業の実施に供することができるものとする。
- 5 前項により自主事業の実施に供した備品は、乙の所有に属するものとする。なお、協定期間満了時の取扱いは、第 3 項と同様とする。

（事業計画書）

- 第 15 条 乙は、毎年度 2 月末までに翌年度の事業計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。
- 2 事業計画書を変更しようとするときは甲と乙の協議により決定するものとする。

（事業報告書の作成及び提出）

第 16 条 乙は、前月分の管理業務等に関し次の各号に規定する事項を記載した報告書を作成し、当月の末日までに甲へ提出し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
 - (2) 本業務の収支状況に関する事項
 - (3) 本公園の利用状況に関する事項
 - (4) その他甲が指示する事項
- 2 乙は、毎会計年度終了後 2 か月以内に、本業務に関し次の各号に規定する事項を記載した事業報告書を提出し、甲の承認を得なければならない。
 - (1) 本業務の実施状況に関する事項
 - (2) 管理施設の維持管理、運営、利用状況に関する事項
 - (3) 管理経費等の収支状況等
 - (4) 自主事業の実施状況に関する事項
 - (5) 利用者調査に関する事項
 - (6) その他甲が指示する事項
 - 3 乙は、甲が第 28 条、第 29 条又は第 30 条に基づいて年度途中において乙に対する指定管

理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から1か月以内に、当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- 4 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(モニタリング等の実施)

第17条 甲は、前条により乙が提出した事業報告書等に基づき、乙が行う業務の実施状況、施設の管理状況及び財務状況等について、モニタリングを必ず実施する。なお、モニタリングは、「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング実施マニュアル」に基づき行うものとする。

- 2 甲は、前項におけるモニタリングのほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、現地調査を行うものとする。また、甲は、必要に応じて、管理施設に立ち入ることができるものとし、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(業務の改善勧告)

第18条 前条のモニタリング等の結果、乙による業務実施が本協定等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は、乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

- 2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(指定管理料)

第19条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

- 2 甲が乙に対して支払う指定管理料は、190,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限として各年度の予算の範囲内で定めることとし、各年度の指定管理料の詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする。

(利用料金の取扱い)

第20条 本公園に係る利用料金は、法第244条の2第8項及び条例第13条第3項に基づき、乙の収入として収受させるものとする。

- 2 利用料金の額は、条例第13条第2項に基づき、条例別表第2に定める額の範囲内において、乙があらかじめ甲の承認を得て定めるものとする。

(損害賠償等)

第21条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(保険)

第 22 条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

(1) 火災保険

2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

(1) 施設賠償責任保険

(2) その他必要な保険

(施設利用者への安全対策)

第 23 条 乙は、甲との協議により、本施設の安全対策として、緊急時防災マニュアルや感染症予防マニュアル等を作成し、危機管理体制を構築するものとする。また、平常時においても積極的に訓練等を実施するものとする。

(業務の引継ぎ等)

第 24 条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎを行なわなければならない。

2 前項の規定による本業務の引継等に関する費用は、乙の負担とする。

3 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して、甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

4 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第 25 条 乙は本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(リスク分担)

第 26 条 本業務に伴う甲及び乙のそれぞれのリスク分担は、別紙のとおりとする。

(沼津市環境マネジメントシステム)

第 27 条 乙は、沼津市環境マネジメントシステムにおける役割と責任を認識するとともに、関連手順書に従いその推進に協力しなければならない。

(指定の取消し)

第 28 条 甲は、法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当し、管理の継続が適当ではないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 業務に際し不正行為があったとき。

(2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

(3) 乙が本協定及び年度協定の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

- (4) 自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定の解除の申出があったとき。
- (5) 乙の管理業務等に対する甲によるモニタリング等の実施の結果、著しく重大な問題があると認められるとき。
- (6) その他甲が必要と認めるとき。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じて、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取り消しの申出)

第 29 条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき
- (3) その他、乙の責めに帰すべき事由により乙が指定の取り消しを希望するとき

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取り消し)

第 30 条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。

(指定取り消し時の取扱い)

第 31 条 第 24 条及び第 25 条の規定は、第 28 条、第 29 条又は第 30 条の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 32 条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(本業務の範囲外の業務)

第 33 条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は自主事業を実施する場合は、甲に対して計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなければならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は自主事業を実施するに当たって、別途に自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(市への納入金)

第 34 条 乙は、指定管理業務を市が示した水準どおり確実に実施する中、過年度の収支状況を加味した上で、余剰金の 50%を次年度の指定管理料への反映若しくは、翌年度に市へ納入する

ものとする。（十万円未満切り捨て）

ただし、納入金相当分の費用により市が指定した園内整備の強化等を行った場合は求めない。

（協定の変更）

第 35 条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容に変更が生じたとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

（疑義についての協議）

第 36 条 本協定に定める各条項等の解釈について、疑義が生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 沼津市御幸町 16 番 1 号

沼津市長 頼 重 秀 一 印

乙 ○○○○ ○○○○

○○○○○ ○ ○ ○ ○ 印